

第 67 類
調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 人髪製のろ過布（第 59.11 項参照）
 - (b) レース、ししゅう布その他の紡織用繊維の織物類から製造した花柄のモチーフ（第 11 部参照）
 - (c) 履物（第 64 類参照）
 - (d) 帽子及びヘアネット（第 65 類参照）
 - (e) がん具、運動用具及びカーニバル用品（第 95 類参照）
 - (f) 羽毛製のダスター、化粧用パフ及び人髪製のふりい（第 96 類参照）
- 2 第 67.01 項には、次の物品を含まない。
 - (a) 羽毛又は鳥の綿毛を詰物としてのみ使用した物品（例えば、第 94.04 項の羽根布団）
 - (b) 衣類及び衣類附属品で羽毛又は鳥の綿毛を単にトリミング又は詰物として使用したもの
 - (c) 第 67.02 項の人造の花及び葉並びにこれらの部分品及び製品
- 3 第 67.02 項には、次の物品を含まない。
 - (a) ガラス製品（第 70 類参照）
 - (b) 陶磁器、石、金属、木その他の材料から製造した人造の花、葉及び果実で、成型、鍛造、彫刻打抜きその他の方法により一体として製造したもの並びに結束、接着、はめ込み結合及びこれらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの

67.01 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品
（この項には、第 05.05 項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）

他の項に該当するある種の物品及び下記の除外規定に掲げられたものを除き、この項には、次の物品を含む。

- (A) 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及び鳥の綿毛並びに羽毛の部分で、まだ製品として作り上げられたものではないが、単に清浄、消毒又は保存のための処理（05.05 項参照）以外の処理をしたもの
この項の物品は、例えば、漂白、浸染、カール付け又はウェーブ付けの処理が施されていてもよい。
- (B) 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分で作った製品及び羽毛、鳥の綿毛又は羽毛の部分で作った製品（当該羽毛又は鳥の綿毛等は、加工してないか又は単に清浄してあるだけでもよい。）ただし、羽軸、羽茎で作った製品はこの項には含まれない。
従って、この項には、次の物品を含む。
(1) 例えば、婦人用帽子のマウントとして使用するために羽軸を針金で巻いたり又は束ね

た羽毛及び異なる要素（羽毛）をよせ集めて作った単一の集成羽毛

- (2) 房のような形状に作った羽毛及び紡織用繊維の織物類その他のベースに接着又ははめ込み結合により組み合わせた羽毛又は鳥の綿毛
- (3) 鳥、鳥の部分、羽毛若しくは鳥の綿毛で作ったトリミングで、帽子、ボア、カラー、ケープその他の衣類又は衣類附属品に使用されるもの
- (4) 装飾用の羽毛で作られた扇子（フレームの材質は問わない。）

ただし、貴金属製のフレームから成るものは71.13項に属する。

この項には、衣類及び衣類附属品で羽毛又は鳥の綿毛が、単なるトリミング又は詰物としてのみ使用され、それ以上の構成を成していないものは属しない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 羽毛又は鳥の綿毛製の履物（64類）
- (b) 羽毛又は鳥の綿毛製の帽子（65類）
- (c) 67.02項の物品
- (d) 羽毛又は鳥の綿毛が、詰物としてのみ入っている寝具類（94.04）
- (e) 95類の物品（例えば、バトミントンの羽根、羽毛製の矢又は釣用の浮き）
- (f) 羽軸及び羽茎の加工品（例えば、つまようじ（96.01））、羽毛製ダスター（96.03）、化粧用の綿毛製パフ及びパッド（96.16）
- (g) 収集品（97.05）

67.02 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品

6702.10 - プラスチック製のもの

6702.90 - その他の材料製のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 各種の部分品を組み合わせ（結束、接着、はめ込み結合その他これらに類する方法）で天然産の形状に模して作った人造の花、葉及び果実。これらには、人造の花等と同じ方法で作ったもので、花、葉又は果実を示すと認められる物品も含む。
 - (2) 人造の花、葉又は果実の部分（例えば、雄しべ、雌しべ、子房、花弁、がく、葉及び茎）
 - (3) 人造の花、葉又は果実で作った物品（例えば、花束、花環、花輪、草木）及び人造の花、葉又は果実を組み合わせて作ったトリミング又は装飾品として使用するその他の物品
- この項には、人造の花、葉又は果実でピンその他の小さな取付具を付けたものも含む。

この項の物品は、主に飾り付け（例えば、家又は教会の中を）又は帽子や衣類等の装飾にも使用される。

下記に掲げる除外例を除き、この項の物品は、紡織用繊維、フェルト、紙、プラスチック、ゴム、革、金属のはく、羽毛、貝がらその他の動物性材料（例えば、海棲動物、特にヒドロ類又はこけむし類の本体の軟弱な死体を調製、浸染したもので作った人造の葉）等で作られていてもよ

い。上記説明の物品は、その仕上げの程度にかかわらずすべてこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 06.03 項又は 06.04 項の天然の花及び葉（例えば、浸染、銀メッキ又は金メッキしたもの）
- (b) レース、ししゅう布その他の紡織用繊維の織物類から製造した花柄のモチーフ：これらは、衣類のトリミングに使用できるもので、人造の花を製造する方法（すなわち、花卉、雄しべ、茎等の各種の部分品を針金、紡織用繊維、紙、ゴム等により結束又は接着する方法その他これらに類する方法）で作られていないもの（第 11 部）
- (c) 人造の花又は葉で作った帽子（65 類）
- (d) ガラス製品（70 類）
- (e) 陶磁器、石、金属、木等の材料から製造した人造の花、葉及び果実で、成型、鍛造、彫刻、打抜きその他の方法により一体として製造したもの並びに結束、接着、はめ込み結合及びこれらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの
- (f) 人造の花の茎等を作るために、単に一定の長さに切った針金で、紡織用繊維、紙等を被覆したもの（15 部）
- (g) がん具又はカーニバル用品と明らかに認められる物品（95 類）

67.03 人髪（仕上げをし、梳（す）き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。）

単に洗淨した人髪又は単に一定の長さに選別した人髪（根元と先端をそろえたものを除く。）及び人髪のくず（05.01）を除き、この項には、postiche（例えば、かつら、巻き毛又はかもじの製造）の製作又はその他の用途に供するための仕上げその他の加工（例えば、梳き、漂白、浸染、ウェーブ又はカールしたもの）をした人髪を含む。

ここでいう仕上げをした人髪には、個々の根元及び先端をそろえるように調製した人髪を含む。

この項にはまた、羊毛その他の獣毛（例えば、ヤク、アンゴラ山羊又はチベット山羊の毛）その他の紡織用繊維（例えば、人造繊維）で、かつらその他これに類する物品又は人形の髪の製造用に調製したものを含む。これらの目的のために調製された物品には、特に次の物品を含む。

- (1) スライバー（一般には、羊毛その他の獣毛のもの）を平行な 2 本のひもに絡み合わせて作ったもので、組ひもの外観を有する物品。これらの物品（クレープといわれる。）は、通常約 1 キログラムの重さを有する長尺のものである。
- (2) 紡織用繊維のスライバーをウェーブ（カール）したもので、小さな束にしたもの（長さ 14 ~ 15 メートル、重さ約 500 グラム）
- (3) 全体的に浸染した人造繊維の束を二つ折りにし、その折った端を組ひも（機械を使用して紡織用繊維の糸から作ったもので、約 2 ミリメートルの太さを有する。）で縛り合わせて房状にしたウェフト（wefts）。これらのウェフトは特定の長さの房飾りの外観を有する。

羊毛、その他の獣毛又はその他の紡織用繊維で、トウにしたもの又は紡績準備の処理をしたものは 11 部に属する。

67.04 かつら、付けひげ、付け眉(まゆ)毛、付けまつげ、かもしその他これらに類する物品(人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。)及び人髪製品(他の項に該当するものを除く。)

- 合成繊維材料製のもの

6704.11 - - かつら(完成品に限る。)

6704.19 - - その他のもの

6704.20 - 人髪製のもの

6704.90 - その他の材料製のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) 人髪、獣毛又は紡織用繊維で作った各種の postiche の製品。これらの物品は、かつら、付けひげ、付け眉(まゆ)毛、付けまつげ、かもし、巻き毛、まげ、付け口ひげその他これらに類するものを含む。これらは個人的な化粧又は職業用(例えば、芝居用のかつら)に使用するもので、通常高級な手作りのものである。

このカテゴリーには、次の物品を含まない。

(a) 人形用のかつら(95.03)

(b) カーニバル用の物品(一般に材料及び仕上げが粗悪である。)(95.05)

(2) 人髪製品(他の項のものを除く。): 特にある種の人髪製の軽量織物

このカテゴリーには、次の物品を含まない。

(a) 59.11 項の人髪製のろ過布

(b) ヘアネット(65.05)

(c) 人髪製の手ふるい(96.04)